

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
工事場所	京都市左京区花脊別所町 地内		
路線名又は河川名等			
工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)		
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月31日まで		
事業課(所)名	京北・左京山間部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	103
植生マット	m2	230	モルタル吹付	m2	158
吹付枠	m	219	ロープ伏工	m2	36
プレキャストU型側溝	m	56	舗装工	m2	130

施工理由

本工事は、一般国道477号に隣接する法面において、風化の著しい露岩部分や急傾斜箇所等を整備することにより、災害を未然に防止するとともに通行の安全を確保するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年1月	
歩掛適用年月	2026年1月	
基準適用年月	2026年1月	
単価地区	2602: II地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	04:道路改良工事	
施工地域等補正	一般交通影響有り（2）-2	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	一般交通影響有り（2）-2	1.1
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工 種	種 別	細 別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備 考
共通		土材料	再生粒度調整碎石 RM-30		m3	5,430	材料費	
道路土工	残土処理工	残土等処分	土砂 汚質土		m3	5,000	処分費	
法面工	ロープ 伏工	斜面整理			m2	968.2	施工費	
		岩部用アンカー設置	D22(M20)*1000, 削孔, アンカー設置・定着を含む		本	15,830	施工費	
		材料費 岩部用 Aアンカー	D22(M20)*1000 Aアンカー 定着材を含む		本	8,400	材料費	
		材料費 岩部用 Bアンカー	D22(M20)*1000 Bアンカー 定着材を含む		本	8,200	材料費	
		ワイヤーロープ 張	エックスクリップ 設置を含む		m	1,762	施工費	
		材料費 ワイヤーロープ	G/0 3*7 φ12, ロス分を含む		m	540	材料費	
		材料費 巻付クリップ	端部用 φ12用		本	2,750	材料費	
		材料費 エックスクリップ 小	t3.2*70*70-φ10Uホルト*1		個	1,190	材料費	
		材料費 エックスクリップ 大	t4.0*85*85-φ12Uホルト*1		個	1,310	材料費	
		交点クリップ・アンカークリップ 設置			個	295	施工費	
		材料費 交点クリップ	φ12用 t12*50*100		個	2,900	材料費	
		材料費 交点アンカークリップ	φ12用 t12*50*100		個	2,640	材料費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
排水構造物工	側溝工	プラスチック型側溝	道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 300A 300×300×2000, 基礎砕石あり		m	9,658	材工共	
		側溝端部			箇所	6,897	材工共	
		プラスチック形側溝	基礎砕石あり, L型街渠ブロック 京都市型2号 段差, 基礎コンクリートを含む		m	11,180	材工共	
舗装工	舗装版打換え工	基層(車道・路肩部)	平均幅員1.4m未満, 仕上り厚50mm, 再生粗粒度アスコン(20)小口, フライムコート PK-3		m2	3,129	材工共	
		表層(車道・路肩部)	平均幅員1.4m未満, 仕上り厚40mm, 再生密粒度アスコン(13)小口, タックコート PK-4		m2	2,703	材工共	
仮設工	防護施設工	切土防護柵			m	28,160	材工共	
	交通管理工	工事用信号機	灯体*2, ホール*2, 十字台*2, コントローラー		組	82,120	材工共	
共通仮設費	準備費	立木伐採・除根	幹周 25cm以上 50cm未満		本	14,170	材工共	
		立木伐採・除根	幹周 50cm以上 75cm未満		本	21,180	材工共	
		立木伐採・除根	幹周 75cm以上 100cm未満		本	29,590	材工共	
		立木伐採・除根	幹周 100cm以上 125cm未満		本	35,390	材工共	
		立木伐採・除根	幹周 125cm以上 150cm未満		本	45,030	材工共	
		立木伐採・除根	幹周 150cm以上 175cm未満		本	54,500	材工共	
		立木伐採・除根	幹周 175cm以上 200cm未満		本	64,330	材工共	
		建設発生木材売却 幹				t	5,000	売却費

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土砂, 現場制約あり	m3	130				
転石破碎	火薬使用なし	m3	2				
人力運搬 (積込み～運搬～取卸し)	換算距離60m以下	m3	135				
積込(ルース)	土砂, 小規模(標準)	m3	140				
法面整形工		式	1				
法面整形(切土部)	現場制約あり, ㄱ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	200				
残土処理工	作業土工分を含む	式	1				
土砂等運搬	小規模, バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	160				
残土等処分	土砂 ㄱ質土	m3	160				
法面工		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
植生工		式	1				
植生マット	植生マット工, 250m2未満	m2	230				
法面吹付工		式	1				
モルタル吹付	吹付厚10cm, 250m2以上500m2未満, 枠内吹付の場合の補正なし	m2	158				
法枠工		式	1				
吹付枠 ラス張工	100m2以上250m2未満, 法面清掃を必要としない場合の補正なし	m2	167				
吹付枠 吹付枠工	梁断面200×200, 100m以上250m未満	m	219				
吹付枠 水切りモルタル・コンクリート加算額		m3	1				
吹付枠 モルタル吹付工(枠内)	吹付厚10cm, 250m2以上500m2未満, 枠内吹付の場合の補正あり	m2	123				
ロープ 伏工		式	1				
斜面整理		m2	36				
岩部用アンカー設置	D22(M20)*1000, 削孔, アンカー設置・定着を含む	本	23				
材料費 岩部用 Aアンカー	D22(M20)*1000 Aアンカー 定着材を含む	本	18				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 岩部用 Bアンカー	D22(M20)*1000 B7ンカー 定着材を含む	本	5				
ワイヤーロープ 張	エクスクリップ 設置を含む	m	182				
材料費 ワイヤーロープ	G/O 3*7 φ12, ロス分を含む	m	191				
材料費 巻付グリッ	端部用 φ12用	本	60				
材料費 エクスクリップ 小	t3.2*70*70-φ10Uホ <sup>°</sup> 1本*1	個	119				
材料費 エクスクリップ 大	t4.0*85*85-φ12Uホ <sup>°</sup> 1本*1	個	43				
交点クリッ <sup>°</sup> ・アンカークリッ <sup>°</sup> 設置		個	11				
材料費 交点クリッ <sup>°</sup>	φ12用 t12*50*100	個	6				
材料費 交点アンカークリッ <sup>°</sup>	φ12用 t12*50*100	個	5				
排水構造物工		式	1				
作業土工 <参考数量>		式	1				
床掘り	土砂, 上記以外(小規模)	m3	30				
埋戻し	上記以外(小規模), 土砂	m3	20				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土材料	再生粒度調整砕石 RM-30	m <sup>3</sup>	7				
側溝工		式	1				
プレキャストU型側溝	道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 300A 300×300×2000 、基礎砕石あり	m	56				
側溝蓋 コンクリート蓋	道路用側溝蓋 3種 300 41.2×9.5×50	枚	90				
側溝蓋 グレーチング蓋	ハイテン鋼製グレーチング かさ上げ(JISタイプ) 300用 T-2 5 995*410*95	枚	11				
側溝端部		箇所	1				
プレキャストL形側溝	基礎砕石あり、L型街渠ブロック 京都市型2号 段差、 基礎コンクリートを含む	m	1				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し 構造物とりこわし	鉄筋構造物、機械施工、低騒音・低振動対策不要	m <sup>3</sup>	16				
コンクリート構造物取壊し 構造物とりこわし	無筋構造物、機械施工、低騒音・低振動対策不要	m <sup>3</sup>	2				
運搬処理工		式	1				
殻運搬	Co殻(有筋)	m <sup>3</sup>	16				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分	Co殻(有筋)	m3	16				
殻運搬	Co殻(無筋)	m3	2				
殻処分	Co殻(無筋)	m3	2				
舗装工		式	1				
舗装打換え工		式	1				
舗装版切断	アスファルト舗装版, 15cm以下	m	260				
舗装版破碎	アスファルト舗装版, 障害等あり, 舗装厚4cmを超え10cm以下, 積込作業あり	m2	140				
殻運搬	人力積込, As殻(掘削)	m3	13				
殻処分	As殻(掘削)	m3	13				
基層(車道・路肩部)	平均幅員1.4m未満, 仕上り厚50mm, 再生粗粒度アスコン(20)小口, プライムコート PK-3	m2	130				
表層(車道・路肩部)	平均幅員1.4m未満, 仕上り厚40mm, 再生密粒度アスコン(13)小口, タグコート PK-4	m2	130				
仮設工		式	1				
作業土工 <参考数量>		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り	土砂, 上記以外(小規模)	m3	120				
埋戻し	上記以外(小規模), 土砂	m3	120				
土材料	再生クラッシャーレン RC-40	m3	5				
土材料	再生粒度調整砕石 RM-30	m3	24				
防護施設工 <参考数量>		式	1				
切土防護柵		m	100				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	200				
工事用信号機	灯体*2, ポール*2, 十字台*2, コントローラー	組	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費 <参考数量>		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬	片道運搬距離 23.9km, 製品長 12m以下, 運搬割増率 0, その他の諸料金 無	t	20				
仮設材等の積込み取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	10				
準備費		式	1				
立木伐採・除根	幹周 25cm以上 50cm未満	本	11				
立木伐採・除根	幹周 50cm以上 75cm未満	本	18				
立木伐採・除根	幹周 75cm以上 100cm未満	本	13				
立木伐採・除根	幹周 100cm以上 125cm未満	本	7				
立木伐採・除根	幹周 125cm以上 150cm未満	本	5				
立木伐採・除根	幹周 150cm以上 175cm未満	本	6				
立木伐採・除根	幹周 175cm以上 200cm未満	本	1				
木くず積込	機械積込	t	72				
木くず運搬 (幹)売却	機械積込	t	46				
木くず運搬 (枝葉・根)処分	機械積込	t	26				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	災害防除工事(国道477号 別所その1)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
建設発生木材売却 幹		t	-46					
建設発生木材処分 枝葉		t	11					
建設発生木材処分 根		t	15					
共通仮設費 (率計上)		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

## 特記仕様書(個別工事編)

工事名 災害防除工事(国道477号 別所その1)

工事場所 京都市左京区花脊別所町 地内

### 1 一般事項

第1条 本工事は、下記1の議決及び2の承認が得られた場合には、「契約の日の翌日から250日間」に工期を延長するものとする。

1 市会における繰越明許費の補正に係る議決

2 近畿財務局長の翌債承認

なお、1の議決又は2の承認が得られなかった場合には工期を延長せず、出来高に応じて請負代金額を変更し、契約変更を行うものとする。また、予定どおり延長した場合は、工期延期に伴う経費の増額変更の対象外とする。

(適用)

第2条 本工事は、施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

(受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施)

第3条 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

(受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

第4条 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」に基づいて実施する。<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

(前払金)

第5条 前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。

なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

## 2 現場条件に関する事項

(現場条件)

第6条 本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事箇所は、積雪が多い地域であるため、それを考慮した施工計画及び仮設計画を立案すること。
- 2 本工事は、仮設の工事用信号機を用いた片側交互通行規制(終日)による施工を想定しているが、カーブにより見通しが悪いため、規制を行う際には予告看板を設置する等、十分な安全対策を講じること。また、現場着工の30日前までに交通規制図を監督職員に提出すること。
- 3 工事用信号機を使用する場合、可能な限り商用電源を使用すること。それに係る費用は、当初設計では計上していないが、監督職員と協議のうえ、実績に応じて設計変更の対象とする。
- 4 本工事において、立木伐採・除根を実施する際には、十分な安全対策を講じ、事故等の発生がないよう、細心の注意を払うこと。
- 5 本工事で計上している立木伐採・除根以外の伐開作業は共通仮設費率分に含まれるが、伐開作業による発生材の搬出・処理費用については、当初設計では計上していないため、監督職員と協議のうえ、実績に応じて設計変更の対象とする。
- 6 ロープ伏工の施工に際し、作業中の落石を防ぐため、不安定な転石、浮石を除去する斜面整理を十分に行うこと。
- 7 切土防護柵については、任意仮設とする。安全に施工できる仮設計画を立案し、事前に監督職員の承諾を得ること。また、切土防護柵に使用する資材のうち、H形鋼は賃料、等辺山形鋼及び足場板は損料で計上しているが、調達方法による価格差も含め、設計変更の対象としない。

(施工時間)

第7条 本工事の標準的な作業時間帯は、9時～18時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(工程)

第8条 本工事は、積雪が多い地域であることを踏まえた工程管理を行い、円滑な工事の進捗を図ること。

(支障物件等)

第9条 本工事区間には、電柱・電線や支線が設置されているが、工事の支障となる場合には、監督職員と協議を行い、指示に従うこと。また、受注者は各企業と十分に連絡を取り合い、安全な施工を図ること。

(交通誘導警備員)

第10条 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、所轄警察署等との協議の結果や条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
工事起点・終点 及び中間点	2～3名	交通誘導警備員B 2～3名	昼間	有

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### (材料確認)

第11条 受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
植生工	植生マット	植生マット本体、アンカーピン、大頭釘
法面吹付工	モルタル吹付	ラス、アンカー類、水抜管、モルタル
法枠工	吹付枠	ラス、アンカー類、鉄筋、モルタル
ロープ伏工	岩部用アンカー設置 ワイヤーロープ張 交点クリップ・アンカークリップ設置	アンカー類、アンカー充填材、 ワイヤーロープ、巻付グリップ、 クリップ類
側溝工	プレキャストU型側溝	側溝本体
	側溝蓋	コンクリート蓋、グレーチング蓋
	プレキャストL型側溝	L型街渠ブロック
舗装打換工	基層、表層	アスファルト合材
作業土工	埋戻し	再生粒調砕石

#### (段階確認)

第12条 受注者は、次表の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。

また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

工種・種別等	細 別	確 認 時 期
植生工	植生マット	法面清掃完了時
法面吹付工	モルタル吹付	ラス、ピン設置完了時 モルタルの配合時
法枠工	吹付枠	ラス、ピン設置及び配筋完了時 モルタルの配合時
ロープ伏工	岩部用アンカー設置	ロープ・アンカー割付時
		アンカー引抜試験時

(立会確認)

第13条 受注者は、監督職員が指示する内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

(受注者の臨場)

第14条 本工事における受注者の臨場については、以下のとおりとする。

1 監督職員が臨場する材料確認において、監督職員から指示がある場合を除き、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場する必要はない。

なお、材料確認時に記録写真を撮影するが、それらの者が写真に写る必要はない。

2 監督職員が臨場する段階確認及び立会確認において、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

なお、当該の段階確認及び立会確認の記録写真を撮影する必要はない。

(出来形管理)

第15条 本工事の施工に伴う出来形管理のうち、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
ロープ伏工	削孔長	寸法値以上	総本数の5%	
	区間長 L	±100	ロープ間隔は縦ロープ、横ロープの全間隔とする。法長は、最上段と最下段のロープ間隔とする。	
	ロープ間隔 D	±100		
	法長 SL	-2%		

(品質管理)

第16条 本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度等	摘要
ロープ伏工	岩部用アンカー	設置角度	法勾配に垂直方向からロープ張出し方向に対して上向き 15°、下向き 40° 以内	総本数の5%
		充填材練混ぜ	メーカー推奨値	随時
		引抜試験	アンカー縦軸方向 26kN	総本数の5%

## 4 建設副産物に関する事項

(建設副産物の適正処理)

### 第17条

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)を遵守すること。特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
Co 殻(有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県大津市伊香立途中町字西山865番他9筆	設計運搬距離 L=16.1km DID地区なし
Co 殻(無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県大津市和邇中宇口射矢坪666番1、666番3	設計運搬距離 L=22.9km DID地区なし
As 殻(掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町395-1番地、 399-1番地、400-1番地	設計運搬距離 L=12.1km DID地区なし
建設発生木材(枝葉) 建設発生木材(根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L=34.5km DID地区あり

#### 2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

#### 3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 木野山下建設(株) 京都市左京区岩倉幡枝町 2051 番地	設計運搬距離 L=14.9km DID 地区あり

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合  
なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。
- (4) 土壌分析結果証明書（計量法第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (5) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採した立木(幹)の売却について

本工事の施工により伐採した立木の幹は、売却することとしており、下表の条件で積算している。下表以外の施設に搬出する場合は、事前に監督職員と協議を行い、承諾を得ること。

なお、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

<建設発生木材>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材(幹)	森の力京都(株) 京都市右京区京北周山町小柳 5 番地 1	設計運搬距離 L=27.0km DID 地区なし

(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

第 1 8 条 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 7 年 6 月 1 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

## 5 その他事項

(工事書類の提出)

第19条 完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。  
また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

(受注者希望型におけるICT活用工事の試行)

第20条 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針(案)」(令和7年8月)(以下「試行方針」という。)及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領(案)」(令和7年8月)(以下「試行要領」という。)の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。  
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工(修繕工)の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
  - ① 3次元起工測量
  - ② 3次元設計データ作成
  - ③ ICT建設機械による施工
  - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
  - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

(情報共有システムの利用)

第21条 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン(令和6年3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。  
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。  
※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

第22条 本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

#### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

#### 2 実施内容

##### (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

##### (2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

##### (3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

##### (4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

# 京北・左京山間部土木みどり事務所管内図

## 災害防除工事(国道477号 別所その1)箇所図



詳細地図

災害防除工事(国道477号 別所その1)箇所図(詳細)

